

## 苅谷千尋「「ブリティッシュ・キケロ」の時代のレトリック： 19世紀初頭のふたつの議会演説選集」

- 概要
- (a) 雄弁と知恵を結びつけるべきと説いたキケロ『発想論』の主張を、「キケロのマニフェスト」(p.4)と規定して、「定点観測」(p.4)の手法で、英国の言説史・レトリック史のうちにその系譜をたどる方法を用いて、
  - (b) オーダスタン時代(18世紀初頭)の英国を、「雄弁と哲学の関係が希薄化」(p.11)して「哲学なき空虚な雄弁」(p.11)が跋扈した、「キケロのマニフェスト」の低迷期として位置づけたうえで、
    - これに関連する歴史的事情として、議会における議員演説や討議が(非公式・非合法的に)公刊されるようになり(1731年～)、それが黙認されるに至った(1771年)、という政治コミュニケーション空間の変容の意義が強調される
  - (c) その「反動」として、19世紀初頭の「ブリテン史上はじめて公刊されたふたつの議会演説選集」(p.1)に「キケロのマニフェスト」が継承されたと結論する、
    - ブラウン『ブリティッシュ・キケロ』1808
    - ヘイズリット『ブリテン議会の雄弁』1807
  - 多くの一次・二次文献を渉猟した、スケールの大きな説得力の高い分析

## 論点1 (a)「キケロのマニフェスト」を「定点観測」する手法をめぐって

- “British Cicero” をECCOで検索すると35作がヒット(14はヒュームの各版)
  - これらで、特定人物が「ブリテンのキケロ」と呼ばれる事例はわずかだが、数少ない例外として、チェスターフィールド伯(フィリップ・スタンホープ)と小ピットが「ブリテンのキケロ」と呼ばれている。興味深いことに、両名は、本報告では、「キケロのマニフェスト」「キケロの系譜」とは対極にあると位置づけられる人物
    - チェスターフィールド伯は、2つの評伝で「ブリテンのキケロ」と呼ばれている
      - *Annual register 1774, 1775, 'Characters,' p.21.*
      - T. Mortimer, *The British Plutarch*, 1791, v.6, p.194.
    - 『ジョージ三世統治史』は、小ピットを(スタイルに無頓着で学者的だった)フォックスと対比し、それぞれを「ブリティッシュ・キケロ」「ブリティッシュ・デモステネス」になぞらえる
      - R. Macfarlan, *The history of the reign of George the Third*, 1796, v.4, p.13.
- これは、本報告が定式化した「キケロのマニフェスト」とは別様にキケロやそのレトリックが理解されていた可能性を示唆。ならば、キケロ解釈のさまざまなヴァージョンがあったという方法論的前提を採用すべきではないか
  - 特定のキケロ理解の型を「定点観測」で跡づける手法は、報告者の意図に反して、テキストをその枠に押し込めて、むしろ「解釈のアナクロニズム」(p.4)に陥る可能性があるのではないだろうか
    - リトルトンの論考(1733)以後の、キケロイメージの変化や論争
    - たとえば、ヒュームも「アジア的装飾」に汚染されたといって実際にはキケロの演説に批判的(*History*, v.5, p.150)

## 論点2 (c) ブラウンとヘイズリットのキケロ継承をめぐる論証

- 「キケロのマニフェスト」のむしろ対極にあるブラウン？
  - ブラウンのアリストテレス批判を読んでもみると、pedantry, rhetorical systems, critical observationsに対する厳しい批判(知恵に対する批判)を確認できる。彼はそのうえでアリストテレスとは対照的な存在としてキケロを位置づけており、これはブラウンが、キケロの「知恵＋雄弁」という側面には重きを置いていなかったことを意味しているのではないか
    - 「キケロ自身が語っているように、彼が orator になったルーツは、the schools of the Rhetoricians ではなくて、多様で広がりのある議論のなされる劇場たる、アカデミーの広大な回廊にあった」(*British Cicero*, 1810, vol.1, p.6)
  - ブラウンがチェスターフィールド伯を推奨した点(p.14)についても、本報告ではチェスターフィールド伯をオーガスタン時代の低迷の典型とみなしているため、さらなる説明が必要なのではないだろうか
    - この点をふまえても、「ブラウンがキケロの系譜にある」(p.14)か否か、という一次元的な問題設定でなく、受容史においては、どのようなバージョンのキケロ像がどのように交錯したか(そして、「知恵＋雄弁」というテーゼそのものがどのようにバージョン変容したか)、という方法論的前提のほうがベターとは言えないだろうか(わたし自身、かつて、「金太郎飴」型と批判されたことがある)
- ヘイズリット『ブリテン議会の雄弁』のバーク論におけるキケロ
  - ヘイズリットは、バーク論において、バークはキケロになぞらえられることがあるが、不可解であり、両者の特質は異質どころか正反対である、と主張。このなかでキケロを the polished elegance, the glossy neatness, the artful regularity, the exquisite modulation of Cicero と評している(v.2, p.215)
    - ヘイズリットはキケロをむしろ華麗さという側面から理解しているのではないか

### 論点3 「議会史とレトリックにとって分岐点」(p.1) をめぐって

- 「議会の演説や討論が、雑誌などを通じて一般の人びとの目に触れ始めた」(p.10)
  - 本報告は、「議会史とレトリックにとって分岐点」(p.1)として、1731年発刊『ジェントルズ・マガジン』に議会演説・討論が掲載されるようになり、1771年に実質的に合法化された経緯を重視
- 歴史叙述に掲載されてきた政治演説
  - 上記は、それ自体として非常に重要な歴史的経緯であるが、他方では、「議会の演説や討論が、歴史叙述を通じて一般の人びとの目に触れていた」ことも軽視すべきではないように思われる
    - ペリクレスの葬送演説に明らかなように、古代以来の歴史書・歴史叙述は、テキストのうちに、直接・間接話法によって(また、いわゆる invented speech の手法も含めて)、議会演説を含むさまざまな政治演説を再現してきた。その演説は、ナラティヴの本質パーツのひとつですらあった
    - 簡単に確認できただけでも、英国でも、Hume, *History of England*, 1754-62 のほか、Clarendon, *The History of the Rebellion*, 1702-4 や、Thomas May, *History of the Parliament*, 1647 に、議員の議会演説の収録を確認できた
  - この点は、レトリック史、レトリック・演説の言説史、を辿る場合には、「歴史叙述」というジャンルを無視できない、ということでもあろう
  - ただし、報告者は、演説が「歴史書に組み込まれる」(p.1)という側面についてももちろん気づいている

## そのほかの論点

### 論点4 レトリックとレトリック論

- 全体を通じて、レトリックよりレトリック論に、「レトリック史」というよりレトリック論史に、分析が集中しているのではないだろうか
- レトリックは、taste, wit, judgement などと同じように、あくまで個別具体的に発揮されるものであるとするならば、『ブリティッシュ・キケロ』や『ブリテン議会の雄弁』をレトリックの観点から検討する場合には、序論や解説のレトリック論だけを「部分的に参照」(p.2)するのではなく、本体部分では、具体的にはどのようなレトリックがセレクションされているかを調査・分析する必要があるのではないだろうか

### 論点5 ミルトンやベイコンに言及する意味

- ミルトンやベイコンの事例紹介(pp.6-8)は、むしろ、オーガスタン時代より前の時代から、「キケロのマニフェスト」があまり受容されていなかったこと、を示してしまっているのではないだろうか。オーガスタン期を低迷期と位置づけるならば、それ以前の盛期をきちんと記述しておいたほうがよいように思われた

### 論点6 説教壇からの演説

- 宗教対立や宗教的熱狂(つまり説教壇からの演説や宗派集会での演説、それらをめぐる言説)を分析対象から除外して、初期近代ヨーロッパのレトリック史(たとえば反レトリック感情)を十分に語りうるだろうか

# 佐藤高尚「アダム・スミスの政治制度論:『法学講義』を中心にして」

概要 「前民主的である」とのウィンチらの先行解釈に抗い、議会と陪審制をめぐる『法学講義』の議論に注目することを通じて、「幅広い人が統治に関与する政治学が構想されている」(p.4)として、デモクラシーの政治思想家としてスミスを解釈する、チャレンジングな報告

## 論点1 典拠やテキスト上の論拠

- 直接の引用部分だけでなく、間接的な説明や解説、解釈についても、幅広く典拠やテキスト上の根拠を逐一示したほうがよいのではないだろうか
  - とくに、「この段階で初めて民主制と自由とが明確に結びついて語られている... 近代を目前にして、民主制と自由とが具体的に関連するものとして明確に語られている」 p.7、「スミスが民主制に積極的な評価をあたえる」 p.8、「スミスが専制に対して自由を保障する制度として評価する第一の要素が、議会である」 p.9、「下院は国民総体を代表するようになっていた... 議会にすべての階層が関与し国民の総体とみなされるようになった」 p.9、「眼前のイングランドに議会主権の確立をみたといえる」 p.9
  - これらの箇所それぞれに典拠を示したうえで、論文の中核となるポイントとして、(1)スミスが、庶民院がつよくなってからのイングランドを「民主制」とみなしたこと（「民主政的部分」という概念には、一般には、政体全体は「民主政」ではないとの含意があるため）、(2)スミスがその民主制に「積極的な評価」を与えたこと、については、とくに丁寧に論証しておいたほうがよいように思われた

- 「『法学講義』冒頭の議論では、統治の権力は国民の総体に属するものとされている」 p.11
  - ここは原典に対応箇所を見つけられなかった。どの箇所？
- 「イングランドではヘンリー七世、エリザベス一世の治世下ですでに臣民に配慮した統治が行われていた」 p.9
  - スミスは、(ヒュームなどと同じように)テューダー王政を典型的な「絶対君主政」とみなす解釈を採用(LJA iv.164(二七八); LJB 60(八四))。ここは、スミス本人の理解とは正反対ではないだろうか

## 論点2 政治的国民 political nation の範囲

- スミスをデモクラシーの政治思想家として解釈する場合に最大の難点となるのは、テキスト外の事情として、19世紀以前には一般に、思想においても実践においても、政治的国民そのものの範囲が狭かった(女性や労働者は排除されていた)という点にあるように思われる
  - スミスの語る the whole body of the people (LJA iv.5(二〇八); LJB 18(三九), 61(八六)) についても同様の指摘が可能であり、かつ、それが一般的な解釈であるように思われる。つまり、彼が「国民の総体」や「全住民」と語っても、女性や labouring poor を含むわけではないと一般には解釈されてきた
- こうした難点を克服するためには、どのような手法がありうるだろうか

# 上村剛「党派的な書き手と公平な歴史家——アダム・スミスにおける修辞・歴史・政治」

- 概要
- (a) スミスの歴史叙述について、「推測的歴史」「四段階理論」というキーワードにもとづく解釈を、(近年の解釈潮流をふまえながら)相対化したうえで、
  - (b) 「ナラティブ(語り)」や「哲学(哲学的歴史)」という歴史叙述の系譜に対してスミスの歴史叙述はどういう関係にあったか、という近年の解釈争点については、
    - (b-1) スミス本人の「ナラティブ(語り)」「哲学」の概念規定に立ち返り、彼にとって「哲学」とは、「見えない鎖」を示す営み(the science of the connecting principles of nature)であったなどの点を糸口にして、概念を読み替える手続きを経由して、
    - (b-2) スミスの歴史叙述とは、事実を語るという意味の「ナラティブ」をふまえながら、「見えない鎖」(原理)を示す哲学的歴史(「ナラティブに基礎づけられた哲学的歴史」p.14)であった、と位置づけなおし、
  - (c) さらには、(牧畜民タタール人の歴史に重きを置いた)彼の歴史叙述の政治思想的帰結として、スミスは、連合権(和戦権)を最重視するかたちで主権論の転換を図った(主権論のいわば国際論的転回が見られる)と結論する、きわめてオリジナリティの高い報告



## 論点1 (b-2)「ナラティブに基礎づけられた哲学的歴史」という性格規定

- 「ナラティブ」と「哲学」をめぐる解釈争点について、スミス本人の概念規定に立ち返る手法によって、スミスにおいては、両者(事実記述としての「ナラティブ」、「見えない鎖」(原理)の提示としての「哲学」)が矛盾せず接合していた、と明快に説明
- しかし、概念を読み替えるこの手法によって、これまで研究者たちを悩ませてきた、説明されるべき最も重要な問いは、後景に退いてしまったのではないだろうか
  - 「推測的歴史」「四段階理論」というキーワードを通じて研究史において語られてきた最も重要なポイントは、スミスの歴史叙述が、個別具体的な政治的出来事を時系列で語る「ナラティブ」を回避して、抽象性・一般性の高い歴史叙述のスタイルを採用し、それまでの歴史叙述史の伝統とはきわめて異質である点
  - 抽象性・一般性の高い歴史叙述とは、主語も述語も大きな歴史叙述であり、いわば政治演説を収録しないタイプの歴史叙述(ヒュームのいう natural history)。友人ヒュームの『イングランド史』と比較すればスミスとの違いは顕著で、スミスの歴史叙述は、ヒュームが(「ナラティブ」を妨げるという理由ゆえ)本論から削除して後注にまとめた抽象度の高い歴史叙述がほとんど
- スミスが、個別具体的な出来事の語り(としての「ナラティブ」)を避けたのはなぜか、という研究史上の中心的問いに対しては、本報告(スミスにとって「ナラティブ」とは事実記述を意味した、スミスはこれまでのナラティブを前提にしていた、「けっしてスミスはナラティブを捨て去ったわけではない」p.15、等の指摘)は、問いそのものを迂回しており、答えを与えていないように思われる
  - 方法論の観点から言えば、同時代的に意味内容のはっきりしない「哲学」について、思想家(スミス)本人の概念規定に立ち返る手法を採るのは非常に有効な研究戦略だが、他方、思想史学・歴史叙述史における「ナラティブ」の意味内容は明確であるため、この手法の有効性は、限定的ではないだろうか

## 論点2 (c) 主権論の転換をめぐって

- スミスは、タタール人の歴史を統治の起源と位置づけたため(①)、連合権を政治権力の中心とみなした(②)、という解釈ははたして妥当だろうか。テキスト上に十分な根拠があるだろうか
- 具体的には、以下の理解・解釈は妥当だろうか
  - 「ひたすら移動を繰り返しては他民族と戦争を繰り返す彼ら[タタール人]の影響はギリシアへの歴史、つまりヨーロッパの歴史の起源をなしている。...スミスは、タタール人の歴史、ペルシアの歴史に確実な根拠があることを明示しながら、タタール起源の歴史を描いている。タタール起源はペルシャに限定されるわけではなく、ギリシアも同様である。「ギリシアの最初の住民は、歴史家たちの説明によれば、タタール人とほぼ同じ種類の国民であった...」」 pp.12-13
  - 「シームレスにタタール人の歴史とギリシアの歴史が接続される」 p.13
  - 「何が導出されるか。それこそ、和戦権を第一に置く政治権力論になる。連合権(和戦権)が第一に置かれているのは、タタール人の歴史に統治の起源が置かれており、タタールは度重なる侵略と征服を繰り返す牧畜民だったからと考えられよう」 p.15

## ① スミスは、タタールとヨーロッパの違いをあくまで強調している

- スミスは、タタールの末裔か、タタールに似ていたか(タタール型だったか)という点は、つねに慎重に区別している。ヨーロッパ(ギリシア・ゲルマン)は最初はタタール型政体(タタールと同じタイプの政治体制)だったが、定住と農耕によってタタールとヨーロッパには大きな違いが生じた、というのがスミスの歴史叙述のエッセンス
  - ギリシアは最初は「タタール人とよく似ていたが」、タタールやアラブとは違い、定住と農耕と a regular form of Government を生み出した(LJA iv.55-57(二二九~二三〇)、LJB 30-32(五一~五二))
  - ローマの「軍事君主政」はprivate justiceやlawsが存在したという点において、「タタールやアラブの首長たちによって樹立され」「タタール人の子孫である」東洋君主政とは異なる(iv.107-109(二五二~二五三)、LJB 44-46(六六~六八))
    - タタールとヨーロッパの違いをめぐるこうした指摘では、牧畜段階と農耕段階のあいだに決定的な違いやステップアップを認める、四段階理論の構図が控えている(四段階理論の役割を軽視しすぎるのも不適切では)
  - 「これらの統治は他の統治と同様に、その起源は同じタタールの種類の統治 the same Tartarian species of government に由来した。／ゲルマンその他の北方諸民族は、現在のタタールと同様の統治形態の下にあったが、タタールよりも若干進歩していた。彼らはタタール人が知らなかった農業と土地所有についての知識をもっていた」(LJA iv.114(二五六)、LJB 49-50(七三))
    - スミスは、ギリシア人・ゲルマン人を、タタール人の末裔とみなしているわけではなく、最初は、タタール型の統治体制(いわゆるデスポティズム、アジア的一人支配)だったと初期の共通性を指摘しているにとどまる

## ②連合権(和戦権)が「第一」である、という原典記述の意味

- 「社会において行使される至高権力の第一の部分 The first part of the supreme power は、連合権である」p.14をどう読むか？
- 『法学講義』のこの箇所(LJA, v.105)の指摘は、同テキストのほかの複数の箇所で説明されているのと同じように、単に、統治の自然史において、発生論的に見ると、最初に生じた権力は(司法権・立法権ではなく)連合権であった、というだけの意味ではないだろうか
  - The first part of the supreme power は、そのすぐ下で、this earliest branch of the supreme power (LJA, v.105) と言い換えられている
  - LJBの対応箇所で語られるのも、もっぱら発生論的順序にとどまる。The majority may make war but cannot force the minority to it. Tho' this power was the first that was exerted absolutely. (LJB 92(一二二))
  - 発生論にもとづいた正当化をおこなわないスミスにあっては、統治史における出現順位が一位であったという、発生論における第一位は、重要性や優位性における第一位は意味しないと思われる
- 連合権が主権の最重要権力であった、とスミスの政治思想を解釈してしまうと、『法学講義』が、「正義の維持」を「あらゆる統治体制の第一の主要な目標 The first and chief design」として位置づけて(LJA i.1(一))、私法・公法の説明をメインコンテンツにしていること、自体をうまく説明できなくなるのではないだろうか